

平成26年度 市民委員会資料

所管事務の調査（報告）

新川崎・鹿島田駅周辺の路上喫煙防止の重点区域指定に関するパブリックコメントの実施について

資料1 「新川崎・鹿島田駅周辺」の路上喫煙防止の重点区域指定案について

資料2 新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域指定（案）

資料3 パブリックコメント手続用資料

市民・子ども局

（平成26年10月6日）

「新川崎・鹿島田駅周辺」の路上喫煙防止の重点区域指定案について

1 条例の概要

■「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）」

- 地域の環境美化の促進を目的として、飲料容器等の散乱防止に関する条例を制定（平成7年7月1日）
- 「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処す。

■「川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）」

- 歩行者の安全確保を目的として、路上喫煙の防止に関する条例を制定（平成18年4月1日）
- 「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処す（指定喫煙場所を除く）。
- 路上喫煙防止指導員の制服を導入し、対策を強化（平成23年11月）
- 条例施行後、初の罰則適用（平成24年9月）
路上喫煙防止指導員の注意・指導に従わない悪質な場合に適用（平成26年9月現在 16件適用）
条例の趣旨は、たばこの火からの安全確保であるが、たばこの「煙」に対する市民からの意見・要望が増えている。

■散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域

- 6区域7行政区（川崎駅東口周辺と西口周辺は、行政区では川崎区と幸区に該当する。）
- 各駅周辺を「散乱防止重点区域」に指定
 - 川崎駅周辺・新百合ヶ丘駅周辺（平成7年10月1日施行）
 - 武蔵小杉駅周辺（平成9年10月1日施行）
 - 武蔵溝ノ口駅周辺（平成10年10月1日施行）
 - 鷺沼駅周辺（平成11年10月1日施行）
- ポイ捨て防止対策と連携して取組を推進するため、同一区域を「路上喫煙防止重点区域」に指定（平成18年6月1日施行）
- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺を「散乱防止重点区域」及び「路上喫煙防止重点区域」に指定（平成22年12月1日施行）
- 武蔵小杉駅南口地区西・東街区の整備完了に伴い武蔵小杉駅周辺の重点区域を変更（拡大）（平成26年3月1日施行）

2 重点区域指定の考え方

■ターミナル駅の駅前広場、広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定区域とする。

1 区域を限定することによる効果

「重点区域」については、人の往来が多い区域に限定して、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うことで、区域外（市内全域）への波及効果が期待でき、また条例の周知・PR等の効果が高い。さらに、条例の効果を高めるために「重点区域」内に「指定喫煙場所」を設置している。

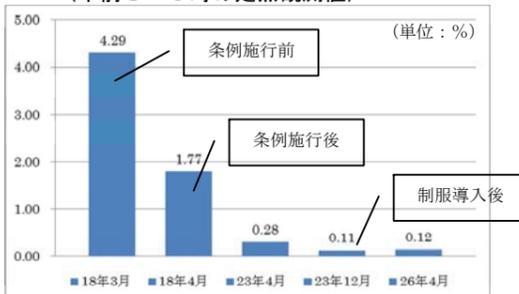
2 罰則の適用について

路上喫煙の違反は、歩行者の安全確保を困難にすることから、喫煙者のルールやマナーの徹底が必要不可欠である。また、ルールやマナーを守らない違反者への罰則適用は、一定程度必要であるため、適用範囲を指定する必要がある。（路上喫煙の違反行為を現認することに比べ、ポイ捨ての現認は極めて難しい）

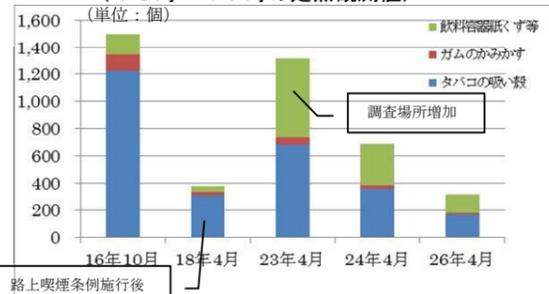
3 重点区域指定による効果

■歩行者に占める喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、条例施行後、制服導入後と対策の強化を図るごとに減少しており、一定の効果が現れている。散乱物についても減少している。

（参考）○川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合（午前8～9時の定点観測値）



（参考）○川崎駅周辺の散乱物調査結果（15時～17時の定点観測値）



4 重点区域指定の目的

■本市の都市計画マスタープラン等において、地域生活拠点として位置づけられている新川崎・鹿島田駅周辺について、散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域を指定することにより、当該地域における散乱防止・路上喫煙防止を推進し、安全で快適なまちづくりを目指す。

重点区域指定の背景

新川崎駅周辺地区及び鹿島田駅西部地区の整備が平成27年3月に完了することを受け（一部平成27年度中完了予定）、駅周辺の環境が大きく変わり、市民の要望も多い新川崎・鹿島田駅周辺について、散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域を指定する。

5 今後の取組

■散乱防止・路上喫煙防止の取組の推進には、市（行政）だけではなく、市民や事業者との協働によって継続的に取り組んでいく必要がある。

市民の役割

- ★散乱防止のルール・マナーの順守
- ★喫煙ルール・マナーの順守
- ★キャンペーンへの参加
- ★清掃活動の実施 など

事業者の役割

- ★啓発活動への協力
- ★飲料容器等の回収容器の設置
- ★キャンペーンへの参加
- ★清掃活動の実施 など

相互の連携

市の役割

- ★広報紙等による啓発活動
- ★キャンペーンの実施
- ★パトロール等の実施
- ★悪質な違反者に対する罰則適用

■具体的な市の取組

- 1 市政だよりへの掲載・・・平成27年3月号
- 2 ポスターの掲出（公共施設、駅、商店）・・・平成27年3月上旬から随時
- 3 ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止等啓発キャンペーン
 - ・平成27年3月1日－指定の告示日
 - ・平成27年4月1日－効力の発生日
 - ★3月以降、新たに指定した区域を中心にキャンペーンを行う。
- 4 固定式標示板等の設置・・・平成27年3月

■推進体制

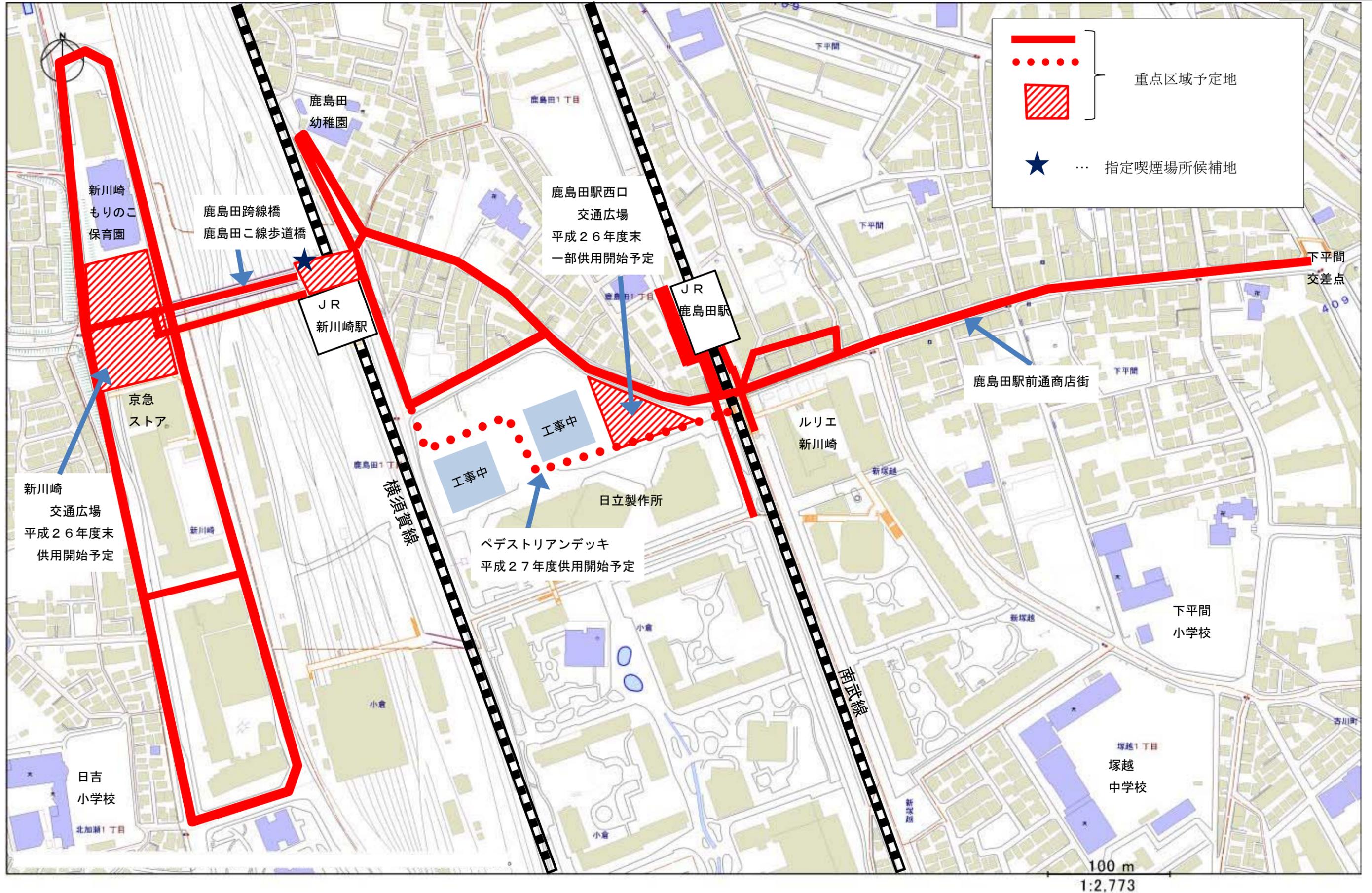
- 1 飲料容器等散乱防止指導員による注意・指導
- 2 路上喫煙防止指導員による注意・指導 → 従わない悪質な違反者には罰則適用
- 3 ポイ捨て禁止・路上喫煙防止等統一キャンペーンの実施

ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止
合同キャンペーンの様子



路上喫煙防止指導員による
注意・指導の様子





「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案についてご意見をお寄せください

川崎市では、平成 7 年 7 月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ポイ捨て）防止に関する条例」を、また、平成 18 年 4 月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱の防止及び路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

平成 27 年 3 月に新川崎駅周辺地区及び鹿島田駅西部地区の整備が完了するため、新川崎・鹿島田駅周辺を重点区域に指定し、当該地域における飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止の取組を推進していきますので、別紙重点区域指定案について皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成 26（2014）年 10 月 15 日（水）～11 月 14 日（木）

※郵送の場合は当日消印有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民・こども局市民生活部地域安全推進課または環境局生活環境部減量推進課あてにご意見をお寄せください。

- (1) 電子メール（<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-10-0-0-0-0-0-0-0-0.html>）
川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従ってご意見を提出してください。
- (2) 郵送・持参
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
・川崎市市民・こども局市民生活部地域安全推進課あて（川崎フロンティアビル 7 階）
・川崎市環境局生活環境部減量推進課あて（川崎市役所第 3 庁舎 1 6 階）
- (3) ファクシミリ
FAX 番号 044-200-3869（市民・こども局市民生活部地域安全推進課）
044-200-3923（環境局生活環境部減量推進課）

《注意事項》

- ・ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭でのご意見の提出は、ご遠慮願います。

3 その他

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

4 問い合わせ先

- ・路上喫煙防止について : 市民・こども局市民生活部地域安全推進課
電話 044-200-2284/FAX 044-200-3869
- ・飲料容器等の散乱防止について : 環境局生活環境部減量推進課
電話 044-200-2580/FAX 044-200-3923

1 条例の概要

■川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）【平成7年7月1日施行】

■川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）【平成18年4月1日施行】

条例のポイント

○ポイ捨て禁止条例：地域の環境美化の促進を目的として制定しました

○路上喫煙防止条例：歩行者の安全確保を目的として制定しました

○散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域を指定します

特に「散乱を防止する」「路上喫煙を防止する」必要があると認める主要駅周辺などを「散乱防止重点区域」「路上喫煙防止重点区域」に指定します。

現在、川崎駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺及び新百合ヶ丘駅周辺を重点区域として指定しています。

○条例には罰則を定めています

「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処せられます（指定喫煙場所を除く）。

「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処せられます。

2 重点区域指定の考え方

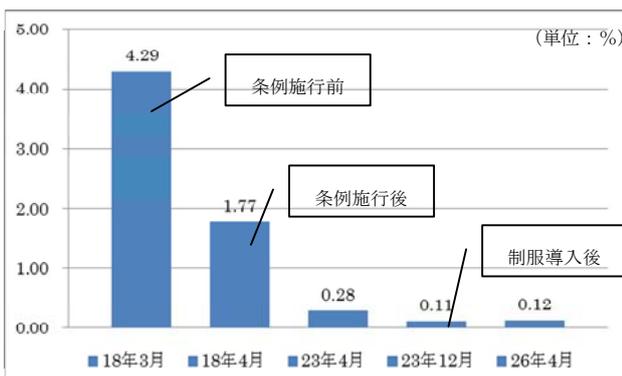
駅前広場を起点とした主要道路や公共的施設、商店街等を結ぶ道路を重点区域として指定します。

重点区域については、人の往来が多い区域を指定することで、重点的、集中的かつきめ細かな普及啓発を行うことができ、条例の周知・PR等の効果が図れます。

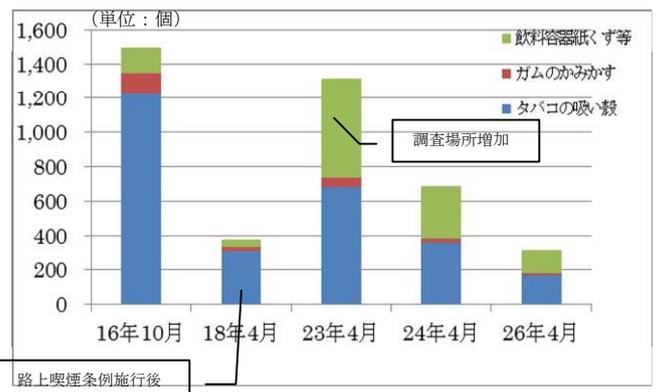
3 重点区域指定による効果

歩行者に占める散乱状況及び喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、条例施行後、制服導入後と対策の強化を図るごとに減少しており、一定の効果が現れています。散乱物についても減少しています。

（参考）○川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合
（午前8～9時の定点観測値）



（参考）○川崎駅周辺の散乱物調査結果
（15時～17時の定点観測値）



4 重点区域指定の目的

安全で快適なまちづくりを目指すため、新川崎・鹿島田駅周辺を散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域に指定し、当該地域における飲料容器等の散乱防止・路上喫煙防止の取組を推進します。

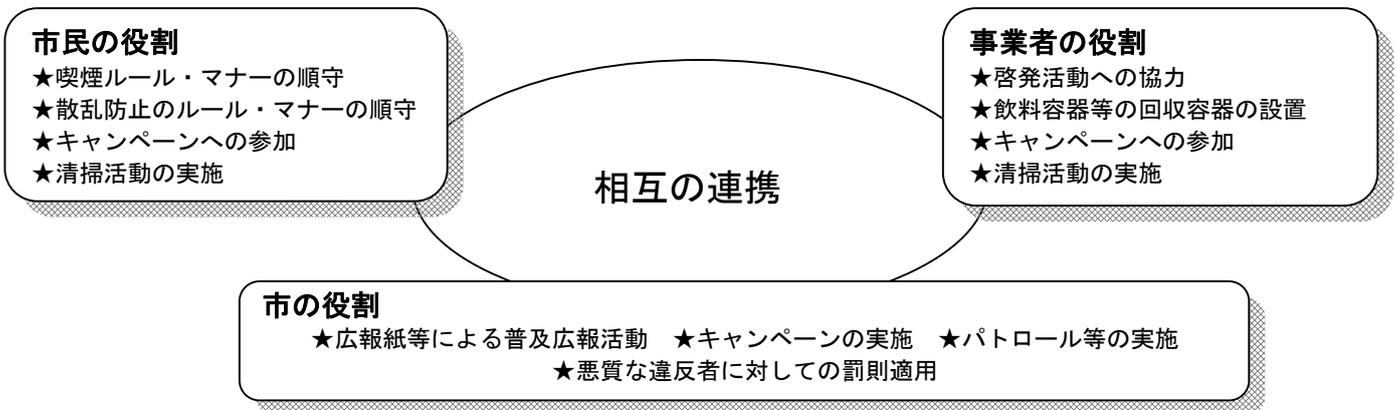
重点区域指定の背景

現在、川崎駅周辺（川崎区・幸区）、武蔵小杉駅周辺（中原区）、武蔵溝ノ口駅周辺（高津区）、鷺沼駅周辺（宮前区）、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺（多摩区）及び新百合ヶ丘駅周辺（麻生区）を重点区域として指定しています。新川崎・鹿島田駅周辺の整備が、平成27年3月で一定程度完了することから、両駅周辺の重点区域指定を行います。

新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案については別図をご覧ください。なお、喫煙者にルール・マナーを順守していただき、条例の実効性を確保するため、指定する重点区域内に、指定喫煙場所を設置する予定です。

5 今後の取組

散乱防止・路上喫煙防止の取組を具体的に推進していくためには、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、取り組んでいく必要があります。



■主な普及広報活動

市政だよりをはじめ、固定式標示板等の設置、ポスターの掲出、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止等啓発キャンペーンなどを通して、新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定に係る普及広報活動を行っていきます。



標識



路面標示

■今後の体制

指定後も、駅頭でのキャンペーンをはじめ、定期的に指導員が巡回し、ポイ捨て行為者及び路上喫煙者に対する注意・指導を行います。

■重点区域指定施行日（予定）

平成27年4月1日（平成27年3月1日告示）

